

# 特定非営利活動法人アジア国際文化交流協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アジア国際文化交流協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市西区名駅二丁目34番地17に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アジア各国にて学校、孤児院の建設及び奨学金制度に関する事業を行い、また、日本の一般市民に対してセミナー、講演活動、及びアジア各地の市民との国際的な文化交流を推進、支援することにより、アジアにおいて学術、文化、芸術等の振興、地域環境、教育環境の改善を図り、国際交流、国際協力、社会教育の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 社会人のための生涯学習事業
  - ② 講師派遣ならびに招聘及びセミナー事業
  - ③ 国際文化交流事業
  - ④ 学校、孤児院の建設等、学習環境の整備に関する事業
  - ⑤ 青少年に対する奨学金事業
  - ⑥ 道路、上下水道等、インフラの整備に関する事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の四種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の事業を援助するため入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体
- (4) 名誉会負 この法人に特に功勞のあつた者で總會の議決をもつて推薦された個人または団体

(入会)

第7条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。なお、正会員の入会について、特に条件を定めないものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、總會において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、總會の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな債務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3

以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 5 2 条 この法人は、法第 3 1 条第 1 項第 3 号から第 7 号の規定によるほか、理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第 5 3 条 この法人が解散のときに残存する財産は、解散時の総会の議決を経て、この法人の目的に類似する目的を有する公益法人等（法第 1 1 条第 3 項に掲げる者）に寄付するものとする。

(合併)

第 5 4 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 5 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 1 0 章 雑則

(細則)

第 5 6 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

# NPO 法人 アジア国際文化交流協会

(NPO The Association for the International Cultural Exchange in Asia (AICEA))

## 「会員規約」

(目的)

第1条 この規約は、NPO 法人 アジア国際文化交流協会の「会員」における、資格・権利・義務について定める。

第2条 当法人における会員に関する事項は、法令および定款に定めのあるもののほか、この規定の定めるところによる。

(本部)

第3条 当法人の日本本部は、以下の住所に置く。また、ホームページは以下のアドレスに置くものとし、事務連絡や事業経過は、会員専用ページに記載される。

名古屋市西区名駅2丁目34番17号 セントラル名古屋201号

TEL) 052-564-0120

<http://aicea.or.jp>

(構成)

第4条 定款第6条に基づき、当法人の「会員」は、次の五種とし、「正会員」をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の「社員」とする。

- (1) 正会員 この法人の事業目的に「賛同」して入会した個人および法人
- (2) 準会員 この法人の事業目的を「援助」するために入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業目的を「援助」するために入会した法人・団体
- (4) 名誉会員 この法人の事業目的に、特に「功労」のあった者で理事会の議決をもって推薦された個人または法人・団体
- (5) 顧問 この法人の事業目的に「賛同」し、それを「援助」するために特殊技能や便益を提供する人物で、理事長が推薦し理事会が認めた個人

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、その旨を記入した「入会申込書」を、支部長、事務局を經由して、理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

理事会は、第5条の条件を満たす限り、拒否する正当な理由がない場合 入会を認めなければならない。

(条件)

第6条 正会員は、法の定める「社員」として、事業目的に対して、可能な限り、自発的に継続して活動に参加できる者でなければならない。

準会員・賛助会員・名誉会員・顧問については、その限りではない。

(入会金および運営会費)

第7条 定款第8条に基づき、入会金および会費を以下のとおり定める。

会員は、別途定める組織規程に基づく、支部長(理事)を通じて、以下の金額を 定款49条に定める事業年度(4月～3月)初めの月の翌々月末(6月末)までに納付しなければならない。なお、入会金については、長期に亘り会員となることが明らかな場合は、理事の推薦により免除することを認める。

(1)正会員 個人 入会金 10,000円 年会費 12,000円  
法人 入会金 20,000円 年会費 30,000円

会員は、上記を一口最低会費とし、資金的に余裕のある者、事業を営む者はその負担能力に応じて、毎年年度初めに会費口数を事務局に申告し納付するものとする。

(2)準会員 入会金 10,000円 年会費 定めない  
但し、正会員と同等の情報提供、決議権のない事を承諾する事を要す。  
(具体例:主に事務局のスタッフが該当する。)

(3)賛助会員 入会金 20,000円 年会費 定めない。  
但し、事業目的の実施にあたり何らかの寄付金提供の約束を要す。  
(具体例:主にスポンサー企業が該当する。)

(4)名誉会員 入会金、年会費ともに 特にこれを定めない。  
但し、協会の事業発展に関し、理事会の認める特別な功績を要す。

(5)顧問 入会金、年会費ともに 特にこれを定めない。  
但し、理事会からの要請に応じ、適宜、無償での能力提供を要す。

なお、理事については、会費及び登記費用を含めて、別途規約を定める。  
また、事業年度途中の入会の場合、入会金は全額、年会費は入会の翌月1日からの月割り額とし、支部長(理事)を通じて納付するものとする。

(会費の使用目的、事業目的、企画行事、交流事業に関する財源負担)

第8条 (1) 入会金、年会費の使用目的

会費は、これを当法人の事務費および交通・通信費、広報、会議費、その他の事務運営費に充当し、年度末決算報告を経て、残額が生じた場合は、「会費繰越金」に繰り入れるものとする。なお不足の場合、理事会にてその都度協議の上、決算期ごとに清算するものとする。

(2) 事業目的、企画行事、交流行事に関する財源

理事会で決定する事業目的に要する費用は、主に募集期間を定めた上で、上記諸会員の「寄付金」によるものとする。

また、上記 募集期間以外の「寄付金」が有る場合には、「寄付金積立金」として積み立て、次期の事業目的に資するため当法人の資産として常務理事会がこれを管理し、年度末決算時を経て、総会においてその内容及び金額について説明報告する事を要す。

なお、事業目的に付随する企画行事、または交流事業に付随する行事等に関する費用は、会議等の事務局費を除き、参加会員がその都度負担するものとする。

(3) 収益事業の実施

当法人の運営を財政的に磐石なものとし、会員の福利に資するために、定款に定める主たる目的とは別に、法第5条に基づく収益事業を行なう。収益事業は、交流事業に付随する物品や旅行の斡旋、アジア諸国と日本とのビジネス交流の促進に向けた、人脈の紹介や仲介、コンサルタント等の各種事業とする。

収益事業の内容は、常務理事会で起案・決定し、会員に広く知らしめると共に法令に定める適切な範囲内で行なわれることを要する。また、外部との契約が必要な場合は、常務理事会に付議の上、理事長名での法人印を以って行われ、それ以外は認めない。

当収益事業による収益は、「収益積立金」として、当会の運営費および各種の事業目的、会員の福利に充当され、それ以外の目的には使われないものとする。

また、「収益積立金」は常務理事会が資産管理するとともに、収益の明細については、毎決算時に決算書において具体的に説明報告することを要す。

(正会員の義務)

第9条 正会員は、以下の義務を果たす事を要す。

- (1) 正会員として、当会の趣旨を踏まえた日常活動を展開すると共に、年会費を納めること。
- (2) 事業目的の遂行、交流事業の遂行、収益事業の推進にあたっては、その必要とされる労務の提供、寄付の募集等に可能な限り協力すること。
- (3) 会員相互の発展のために緊密に協力し合うこと。
- (4) 事業目的の遂行に資する経済的な支援を他に働きかける活動、援助会員の拡大、事業目的を達成する為の付随的活動に対する便益の提供等を、可能な限り、率先して行うこと。

(会員の所属と事業計画・報告・決算議案の連絡)

第10条 会員は事業目的の遂行に当たり、連絡や会費徴収等の便益の為、別途定める組織規程に基づき地域毎の支部に属するものとする。

また、諸会員に対する事務局からの「事業計画、企画行事の案内、交流事業の案内、事業経過報告、予算・決算議案の連絡等」は、HP 会員専用ページ、Eメールおよび支部長を通じて行われるものとする。なお会員 HP パスワードは、毎年変更し、総会時に連絡されるものとする。

(会員の権利)

第11条 正会員は、以下の権利を持つ。

- (1) 総会において当会の事業計画、予算・決算、当会の存続等の重要事項に関する発言権・議決権を有する。
- (2) 交流事業に伴う人脈の深化、当会の仲介による企業交流に伴う便益等、当事業目的から派生しうる利得に関して、優先的に便益を得るとともに、他を排除する権利を有する。
- (3) 会員相互の利益に資するよう知識・情報を可能な限り提供、共有化し、人脈等の紹介を受ける権利を有する。

なお、会員間での利害が相反する場合は、定款第6章の理事会がこれを裁定する。また、理事の行なう事業が、当法人の利益と相反する場合は、当該理事を除く理事で裁定する。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡、または団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第13条 会員は理事長が別途定める退会届を、事務局に提出した場合、任意に退会することができる。

(除名)

第14条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款、当規程に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為があったとき

(総会と議決権の委任)

第15条 理事長は、定款第5章に基づき、年一回、総会を主催する。正会員は、総会に出席する事を要する。しかし、議決権を委任する場合は、支部長もしくは他の正会員に書面をもって委任し表決することができる。  
総会の詳細は、定款第5章によるものとする。

(抛出金品、入会金、年会費の不返還)

第16条 会員資格を喪失した場合、既納の入会金、会費、その他の抛出金品は返還しない。

(他団体との共同事業)

第17条 当会会員は、以下に定める 他の事業目的の類似する団体・会員と共同事業を行う場合がある。その場合、当会会員は、その企画事業の期間、共同事業目的に資する限りにおいて、当会会員規約に準じて相互に協力するものとする。

対象団体 120スマイルくらぶ

(付則)

第1条 当規程は、この法人の成立の日 平成26年(2014年)4月15日から施行する。但し、当法人の設立日は、前身の日中青少年育成友好協会および日中佛教文化交流協会への名称変更を踏まえ、1992年(平成5年)10月1日とする。

(事業概要検索 HP <https://www.aichi-npo.jp/index.html>)

第2条 当法人は、平成26年4月15日に、日中青少年育成友好協会およびその後の、日中佛教文化交流協会の事業を、拡大、発展させる事を目的として当法人名に名称変更した。よって、従来の協会で、会員であった者はこれを引き継ぐものとし、入会金は不要とする。但し、年会費は、当法人設立時の事業年度から、当規約に準ずるものとする。

第3条 当規程は、会員の要望や理事の起案により、理事会の過半数の承認のもと改定することができる。改定の時日・条項は当3条 以下に付記されるものとする。